

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

### (1) 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

#### <平成27年の給与勧告のポイント>

- **平成27年度の給料、手当及びボーナスを引上げ**
  - ・ 民間給与との較差を埋めるため、給料及び地域手当を併せて0.31%引上げ
  - ・ ボーナスを0.1月分引上げ、勤勉手当に配分
- **給与制度の総合的見直し**
  - ・ 単身赴任手当の支給額の引上げ
  - ・ 地域手当の見直し

### ア 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所131事業所について、平成27年4月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

#### (ア) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成27年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

平成27年4月の民間給与(A)	平成27年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
373,769円	372,615円	1,154円(0.31%)

#### (イ) 特別給（ボーナス）

平成26年8月から平成27年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	差(A-B)
4.20月分	4.10月分	0.10月分

### イ 平成27年4月の民間給与との較差に基づく給与改定

#### (ア) 給与改定の考え方

給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施

#### (イ) 月例給の改定 <勧告>

##### a 給料表等の改定

##### (a) 行政職給料表適用職員

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じ、若手職員を中心に引上げ（平均改定率0.4%）

##### (b) 行政職給料表以外の給料表適用職員

- ・ 行政職給料表適用職員に準じて、給料表を引上げ
- ・ 医師の確保を容易にするため、医師に対する初任給調整手当を引上げ  
（最高支給限度額 412,200円→413,300円）

##### b 地域手当の改定

これまで地域手当の支給対象外であった県内の地域（和歌山市及び橋本市以外の市町村）に在勤する職員に対し、新たに地域手当を支給（支給割合0.4%）

**c 実施時期**

平成27年 4 月 1 日

- ・前記 a 及び b の改定を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
372,615円	1,146円	373,761円

参考（行政職給料表）  
 職員数 4,015人  
 平均年齢 43.1歳  
 平均勤続年数 19.0年

- ・改定額（1,146円）の内訳

給料	はね返し分(注)	単身赴任手当	計
777円	27円	342円	1,146円

(注)給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

**(ウ) 特別給（ボーナス）の改定 <勧告>**

**a 改定の内容**

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分（4.10月分→4.20月分）  
 支給月数（一般の職員の場合）

		6月期	12月期	計
27年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月（改定なし）
	勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）	1.60月（現行1.50月）
	計	1.975月（支給済み）	2.225月（現行2.125月）	4.20月（現行4.10月）
28年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.80月	0.80月	1.60月
	計	2.025月	2.175月	4.20月

**b 実施時期**

平成 27 年 12 月 1 日

**ウ 給与制度の総合的見直し**

**(ア) 給与制度の総合的見直しの概要**

- ・地域間、世代間の給与配分の適正化の観点から、国の給与制度の見直しを基本に、本県においても給料表及び諸手当を見直し、平成 27 年 4 月 1 日から実施（平成 18 年の給与構造改革以来となる給与制度の抜本的な見直し）
- ・諸手当のうち地域手当及び単身赴任手当については、平成 27～29 年度において段階的に引上げを実施

**(イ) 平成 28 年度において実施する事項**

単身赴任手当の支給額を、民間の支給水準等を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日から国に準じて引上げ

基礎額（単身赴任により生ずる光熱費等相当）	26,000 円 → 30,000 円
加算額（帰宅費用相当）の限度	58,000 円 → 70,000 円

**(ウ) 本県における地域手当の在り方**

- ・本県における地域手当の在り方を改めて検討するため、人事管理上の影響や他の都道府県における支給実態等を調査
- ・調査結果を踏まえ検討の結果、県内の支給割合に現行以上の差を設けることは適当でないと判断
- ・本県における地域手当の在り方については、民間賃金の地域間格差の反映を基本としながらも、調査により明らかとなった各種実態を考慮し、県内における支給割合の見直しを行うことが適当
- ・平成 28 年度以降、国の制度にのっとった場合の支給総額を超えず、かつ、地域手当の制度趣旨を没却しない範囲において、他の都道府県における支給割合の差の実態も考慮しつつ、適切な措置を講じる必要

## エ 公務運営の改善

### (ア) 人材の確保

- ・ 職員採用 I 種試験において、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行うとともに、より多くの受験者を確保するために、採用説明会の開催やホームページなどでの情報発信を実施
- ・ 今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討するとともに、内容を更に充実させて情報発信

### (イ) 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立
- ・ 女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、女性の受験者確保に取り組んできたところであり、管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から様々な取組を実施
- ・ 今後も、任命権者と連携しつつ、より効果的な人材確保策を推進していくとともに、各任命権者において、働きやすい職場環境の整備など、女性職員の登用にに向けた取組を更に進めることが必要

### (ウ) 人事評価制度の充実

- ・ 人事評価制度の導入については、平成26年5月の地方公務員法一部改正により法律上明記
- ・ 本県では、試行中の教育職場を除き、各任命権者が既に制度を導入し、その結果を活用した人事管理を推進
- ・ 試行中の職場においては、改正法の施行までに、法の趣旨に則った制度を速やかに導入することが必要
- ・ 各任命権者は、職員の業務遂行意欲の向上、組織の活性化を図るという法の趣旨を踏まえ、国及び他の都道府県の動向を注視しながら、人事評価制度を必要に応じて改善に努めるべき

### (エ) 雇用と年金の接続

- ・ 国においては、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用することを平成25年3月に決定
- ・ 地方公務員については、その趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう総務副大臣から要請
- ・ 本県においても、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、再任用職員の勤務形態等について引き続き検討を行い、より一層の計画的な人事管理に努めていくことが必要

### (オ) 勤務環境の整備

#### a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、「毎日がノー残業デー」や「所属ノー残業デー」の実施など、各任命権者において様々な取組を徹底。今後も引き続き、実効性のある施策の積極的・継続的な実施が必要
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要

#### b 両立支援の推進

- ・ 育児休業から復帰した職員を対象とした研修の実施、子の看護のための休暇制度の拡充など、職員が安心して仕事と子育てを両立することができる施策を実施
- ・ 知事部局で男性の育児休業取得者が増加。今後も男性職員の育児参加に向けた積極的な取組が必要
- ・ 今後とも、各任命権者は、両立支援制度の趣旨や内容を職員に十分に周知し、これらの制度がより利用しやすくなるような職場環境づくりを進めることが必要

**c フレックスタイム制について**

- ・ 国においては、平成27年の人事院勧告において、適正な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充
- ・ 本県においても、国及び他の都道府県の動向を見ながら、朝型勤務制度の利用状況も勘案し、検討していく必要

**d 心の健康づくりの推進**

- ・ 精神科医等によるメンタルヘルス相談や職場復帰支援制度など、各任命権者の取組は年々充実
- ・ 心の疾病による長期病休者数は依然として高い水準にあり、今後も、根気よく心の疾病の未然防止や円滑な職場復帰等の取組を推進していくことが必要

(2)報告資料  
ア 職員給与  
ア(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成26年4月	増減	人				本庁等	人			
									県立学校	市町村立小・中学校		
全		14,812	51	14,761	3,670	30	18	326	2,843	5,433	12	2,480
行政職		4,015	150	3,865	3,165	30	18	305	183	-	12	302
研究職		184	△5	189	168	-	-	-	-	-	-	16
医療職(1)		27	2	25	27	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		105	△1	106	98	-	-	-	7	-	-	-
医療職(3)		212	△1	213	212	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		31	△7	38	-	-	-	-	-	31	-	-
学校事務職員		289	△9	308	-	-	-	-	-	299	-	-
計		4,873	129	4,744	3,670	30	18	305	190	330	12	318
高等学校等教育職員		2,600	△34	2,634	-	-	-	-	2,600	-	-	-
県立中学校教育職員		53	△2	55	-	-	-	-	53	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		5,124	△65	5,189	-	-	-	21	-	5,103	-	-
計		7,777	△101	7,878	-	-	-	21	2,653	5,103	-	-
警察官		2,162	23	2,139	-	-	-	-	-	-	-	2,162

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。  
(以下、(エ)の表までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
全		14,812	42.9	18.8
一般職員	行政職	4,015	43.1	19.0
	研究職	184	43.1	17.3
	医療職(1)	27	40.4	7.5
	医療職(2)	105	42.3	16.4
	医療職(3)	212	45.1	18.0
	学校栄養職員	31	42.8	18.6
	学校事務職員	299	43.3	23.4
	計	4,873	43.2	19.0
教育職員	高等学校等教育職員	2,600	43.9	18.9
	県立中学校教育職員	53	44.1	19.4
	市町村立小・中学校等教育職員	5,124	44.4	20.1
	計	7,777	44.2	19.7
警察官		2,162	37.6	15.1
平成26年4月 全		14,761	43.2	19.2

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
全	100.0	78.5	8.8	12.5	0.1	62.6	37.4	
一般職員	行政職	73.9	8.7	17.1	0.3	78.7	21.3	
	研究職	92.9	4.9	2.2	-	84.2	15.8	
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	74.1	25.9	
	医療職(2)	100.0	77.1	22.9	-	59.0	41.0	
	医療職(3)	100.0	36.3	48.6	15.1	33.0	67.0	
	学校栄養職員	100.0	51.6	48.4	-	3.2	96.8	
	学校事務職員	100.0	1.7	37.8	60.5	31.1	68.9	
	計	100.0	68.6	12.6	18.6	0.2	73.1	26.9
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	95.2	4.3	0.5	-	54.9	45.1
	県立中学校教育職員	100.0	92.5	7.5	-	-	56.6	43.4
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	89.0	11.0	0.0	-	44.0	56.0
	計	100.0	91.1	8.7	0.2	-	47.7	52.3
警察官	100.0	55.6	0.8	43.5	0.0	92.5	7.5	
平成26年4月 全	100.0	78.8	9.3	11.9	0.0	62.6	37.4	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。  
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

## (工)職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
全		352,213	9,600	8,192	370,005	12,088	382,093
一般職員	行政職	335,016	12,049	11,558	358,623	13,992	372,615
	研究職	352,942	13,117	8,051	374,110	15,806	389,916
	医療職(1)	410,726	8,148	67,943	486,817	379,293	866,110
	医療職(2)	322,500	8,186	4,622	335,308	7,582	342,890
	医療職(3)	345,088	7,427	1,447	353,962	3,320	357,282
	学校栄養職員	314,721	2,161	4,230	321,112	4,467	325,579
	学校事務職員	329,485	5,385	3,358	338,228	5,996	344,224
	計	335,813	11,311	10,599	357,723	14,932	372,655
教育職員	高等学校等教育職員	380,473	8,821	8,062	397,356	8,617	405,973
	県立中学校教育職員	378,320	9,774	9,616	397,710	7,047	404,757
	市町村立小・中学校等 教育職員	370,660	6,930	5,230	382,820	12,047	394,867
	計	373,994	7,581	6,206	387,781	10,867	398,648
警察官		310,832	13,007	9,907	333,746	10,071	343,817

平成26年4月 全	356,526 (357,470)	9,777	6,475	372,778 (373,722)	11,909	384,687 (385,631)
行政職	335,185 (336,458)	12,238	9,514	356,937 (358,210)	14,082	371,019 (372,292)

- (注) 1 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」、「平成18年切替に伴う経過措置額」及び「平成27年切替に伴う経過措置額」を含む。  
2 ( ) 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。



## イ 民間の給与

### (ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成27年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

#### c 調査の範囲

##### (a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所238事業所

##### (b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

#### d 調査対象の抽出

##### (a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから131事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

##### (b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### e 集計

##### (a) 調査実人員

初任給関係387人（行政職に相当する調査実人員254人）、初任給関係以外の調査職種5,770人（行政職に相当する調査実人員4,557人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は15,709人であり、行政職に相当するものは、10,485人である。）

##### (b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## (イ)産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	118	6	5	11	28	68	36	52	30
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	8	-	1	-	2	5	3	4	1
製造業	55	4	1	4	13	33	10	30	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	23	-	2	4	5	12	9	5	9
卸売業、小売業	3	1	-	-	1	1	3	-	-
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	8	-	-	2	1	5	5	2	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	21	1	1	1	6	12	6	11	4

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3事業所、調査不能の事業所が10事業所あった。
- 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業（郵便局に分類されるものを除く）及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

## (ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	196,591	198,865	194,321	193,916
	短大卒	181,462	※ 184,000	※ 177,473	X
	高校卒	158,204	159,161	163,004	148,010

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ事業所規模50以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ事業所規模50以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 5 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

## (工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	53.4	701,072	-	701,072	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	53.1	712,314	-	712,314	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	53.7	685,223	-	685,223	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	53.7	689,838	-	689,838	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	53.5	668,248	-	668,248	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	148	52.3	544,064	1,647	542,417	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	102	51.7	559,941	1,703	558,238	
	短大卒	14	53.7	485,210	-	485,210	
	高校卒	32	53.4	526,584	2,204	524,380	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	80	52.4	621,435	636	620,799	同 上
	大学卒	59	52.7	682,806	884	681,922	
	短大卒	5	53.1	450,484	306	450,178	
	高校卒	15	51.0	481,273	-	481,273	
中学卒	1	X	X	X	X		
事務部次長	73	52.2	518,998	5,111	513,887	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長-課長間)	
大学卒	54	51.6	543,326	4,030	539,296		
短大卒	4	54.5	440,427	-	440,427		
高校卒	15	53.3	471,709	8,665	463,044		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	31	52.2	569,389	972	568,417	同 上	
大学卒	18	51.5	538,574	1,635	536,939		
短大卒	3	53.0	571,193	-	571,193		
高校卒	10	53.1	621,705	78	621,627		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	278	48.4	497,942	2,358	495,584	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	189	48.1	524,281	1,652	522,629		
短大卒	17	47.7	428,789	1,618	427,171		
高校卒	72	49.5	447,306	4,279	443,027		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	200	49.1	535,699	17,516	518,183	同 上	
大学卒	112	48.2	547,552	7,572	539,980		
短大卒	16	47.0	510,310	10,051	500,259		
高校卒	72	50.8	525,424	32,067	493,357		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注)1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成27年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 係 種	事務課長代理	169	47.6	503,752	37,509	466,243	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	125	46.6	506,169	28,153	478,016	
	短大卒	13	48.2	432,668	31,484	401,184	
	高校卒	31	51.5	521,946	81,838	440,108	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	81	45.3	468,647	21,841	446,806	同 上
	大学卒	51	43.3	463,094	13,081	450,013	
	短大卒	13	47.5	469,224	52,582	416,642	
	高校卒	17	50.0	484,792	26,178	458,614	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	326	44.6	421,908	53,059	368,849	係の長及び係長級専門職
	大学卒	175	42.5	399,856	49,014	350,842	
	短大卒	27	45.0	367,128	43,556	323,572	
	高校卒	122	47.5	463,242	59,768	403,474	
	中学卒	2	49.0	603,460	140,515	462,945	
	技術係長	258	46.1	528,903	76,763	452,140	同 上
	大学卒	104	42.0	533,265	80,695	452,570	
	短大卒	22	47.3	493,942	40,025	453,917	
	高校卒	129	49.9	531,925	80,239	451,686	
	中学卒	3	47.6	507,090	69,101	437,989	
事務主任	173	42.6	345,521	38,224	307,297	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	76	40.0	345,592	41,282	304,310		
短大卒	23	44.0	321,598	26,801	294,797		
高校卒	72	44.6	350,522	37,309	313,213		
中学卒	2	45.5	493,575	123,265	370,310		
技術主任	314	46.5	486,976	78,828	408,148	同 上	
大学卒	84	40.7	397,344	71,088	326,256		
短大卒	31	43.0	470,674	72,370	398,304		
高校卒	199	48.6	512,041	81,782	430,259		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,461	36.4	315,963	40,171	275,792		
大学卒	764	34.1	323,807	46,614	277,193		
短大卒	223	38.1	288,858	28,615	260,243		
高校卒	469	39.4	315,444	35,220	280,224		
中学卒	5	40.1	319,125	-	319,125		
技術係員	951	34.9	369,202	79,421	289,781		
大学卒	411	33.7	367,344	86,616	280,728		
短大卒	125	29.3	326,353	76,895	249,458		
高校卒	410	38.0	388,538	73,760	314,778		
中学卒	5	56.9	387,611	71,133	316,478		

(注)1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。  
2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	373,769 円	372,615 円	1,154 円 (0.31%)